

# 東神楽町オンデマンド交通実証にかかる支援業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、「交通空白」解消緊急対策事業の一環として東神楽町が実施するオンデマンド交通の実証運行にかかる「支援業務」（以下「本業務」という）について、適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、提案内容および事業者の能力を総合的に評価し、最も適格と認められる者を選定することを目的とする。

なお、本プロポーザル方式により選定した事業者との契約は、「交通空白」解消緊急対策事業補助金の交付決定を受けたうえで行うものとし、補助金交付決定が得られない場合は契約を締結しないこととする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

東神楽町オンデマンド交通実証にかかる支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「業務仕様書」に記載のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

#### (4) 提案上限額

8,040,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

#### (5) 担当部署

東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2

TEL：0166-83-2113／E-mail：[kikaku@town.higashikagura.lg.jp](mailto:kikaku@town.higashikagura.lg.jp)

### 3. 参加資格

東神楽町オンデマンド交通実証にかかる支援業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という）に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 北海道市町村入札参加資格共同審査に登録があること。なお、申込時点で未登録の場合は、以下(2)～(9)の要件をすべて満たし、令和7年6月24日までに登録申請を行うこと。

(2) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有する

こと。

(3) 過去5年間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）において、本案件と同種又は類似のシステム導入業務の受注実績を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続の申立てがなされていないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされておらず、その開始決定を受けていないこと。

(7) 東神楽町暴力団排除条例（平成25年12月13日条例第30号）に規定する暴力団員に該当しないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 東神楽町工事請負契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

#### 4. 公募・審査スケジュール（予定）

| 項目          | 日程                |
|-------------|-------------------|
| 実施要領の公表     | 令和7年6月6日（金）       |
| 質問受付期限      | 令和7年6月13日（金）17:00 |
| 参加申込期限      | 令和7年6月17日（火）17:00 |
| 提案書提出期限     | 令和7年6月24日（火）17:00 |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年7月1日（火）       |
| 結果通知        | 令和7年7月5日（金）以降     |
| 契約締結        | 交付決定後、速やかに        |

#### 5. 質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

質問書（様式2）に質問事項を記載の上、メールで担当部署宛てに送付し、必ず電話にて着信確認を行うこと。メール件名は「~~AI~~オンデマンド交通システム導入東神楽町オンデマンド交通実証にかかる支援業務に関する質問」とすること。

##### (2) 提出期限

令和7年6月13日（金）17:00

##### (3) 質疑内容

企画提案書作成に関する事項に限る。評価・審査に関する質問は一切受け付けない。

##### (4) 回答方法

受付日の翌日から起算して3日以内（土日祝日除く）に町ホームページへ掲載する。

※質問を行った事業者名は公表しない。

## 6. 参加申込書の提出

### (1) 提出方法

参加申込書（様式1）をメールで担当部署宛てに送付し、必ず電話にて着信確認を行うこと。

### (2) 提出期限

令和7年6月17日（火）17:00

※期限までに届かなかった申込書は受付しない。

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 提案書（様式3）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 会社概要（様式4）※既存パンフ等可
- ④ 業務実績調書（様式5）※直近5年以内、最大5件
- ⑤ 業務実施体制調書（様式6）※責任者経歴等。
- ⑥ 参考見積書（任意様式）
- ⑦ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

### (2) 作成留意事項

1. 本業務仕様書を十分に確認し、業務目的達成に必要な事項を記載すること。
2. A4判、両面印刷可、文字サイズ10.5ポイント以上（図表・画像除く）、頁数制限なし、必ず頁番号を付すこと。
3. 表紙に「企画提案書」を明示し、社名・ロゴ等は記載しないこと。
4. 鉛筆書き・見積範囲外の提案は不可。
5. 提出後の内容変更は提出物を一度回収し、再提出期限までに行うこと。期限後の変更は一切不可。

### (3) 提出部数・期限・方法

1. 電子データもしくは紙媒体で提出する場合は正本1部、副本1部の計2部
2. 提出期限：令和7年6月24日（火）17:00（郵送は必着）
3. 提出方法：メール送付または**郵送**・持参（郵送時は書留等送達記録が残る方法）  
※持参受付時間：8:30～17:00（土日祝・12:00～13:00 除く）

## 8. 審査及び選定

本プロポーザルの審査委員会（町職員等で構成）が書類審査及びプレゼンテーションを行い、提案内容と事業者能力を総合的に評価して選定する。

(1) プレゼンテーション

1. 日時・会場：令和 7 年 7 月 1 日（火）東神楽町役場（変更の可能性あり）
2. 参加人数：1 事業者につき 3 名まで
3. 持ち時間：30 分以内（説明後質疑応答）
4. 機材：プロジェクター・スクリーンは町が用意。その他機器は事業者が準備。

(2) 結果通知

令和 7 年 7 月 5 日（金）以降に通知。審査内容や評価結果に対する異議は一切受け付けない。

9. 契約手続

審査結果に基づき最優秀事業者と契約交渉を行い、仕様調整の上、業務委託契約を締結する。契約候補者が資格要件を満たさなくなった場合や特別事由により契約不可能となった場合は、次点事業者と交渉する。契約後に虚偽や不正が判明した場合は契約を解除できるものとする。

10. 失格事項

以下に該当する場合は提案を無効とし、参加資格を失う。

- (1) 提出方法・期限・様式に適合しないもの
- (2) 必要事項の全部又は一部が未記載のもの
- (3) 虚偽記載があるもの
- (4) 談合等の不正行為があったもの
- (5) 事前指示や要件に違反したもの

11. 問い合わせ・書類提出先

東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3-2

TEL：0166-83-2113／E-mail：[kikaku@town.higashikagura.lg.jp](mailto:kikaku@town.higashikagura.lg.jp)

別紙 プレゼンテーションの評価項目

| 区分         | 評価項目                | 評価内容例                                      | 配点    |
|------------|---------------------|--------------------------------------------|-------|
| 1. 事業実績・経験 | 類似地域（北海道・東神楽町等）での実績 | 寒冷地・過疎地域など地域構造に近い自治体での支援実績と成果              | 15 点  |
|            | 近隣自治体での実績           | 東川町、当麻町など近隣市町での受託経験、情報共有・横展開の有無            | 10 点  |
|            | 地域との関係性             | 地元事業者・交通関係者等との既存ネットワークの有無                  | 10 点  |
| 2. 業務提案力   | 総合計画等との連動性          | 第 9 次東神楽町総合計画や立地適正化計画などを踏まえた施策提案となっているか    | 15 点  |
|            | 実証支援の手法・設計          | 設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的、実現可能性があるものとなっているか   | 15 点  |
| 3. 実施体制    | 体制の妥当性              | 専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか                 | 15 点  |
|            | 財務状況                | 業務遂行にあたり、資金面・財務体質に不安がなく、安定して業務を継続できる体制があるか | 5 点   |
| 4. その他     |                     | 仕様以外で有益な独自提案がされているか（ただし、見積計上しているものに限る）     | 10 点  |
| 5. 価格      | 見積金額の妥当性            | 提案内容とのバランス、費用構成の透明性                        | 5 点   |
|            | 合計                  |                                            | 100 点 |